

平成 21 年 1 月 23 日

各 位

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社近畿大阪銀行

定額個人年金保険「外貨のチカラ（がいかのチカラ）」の取扱開始について

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社（本社：東京都、取締役社長：栗岡 威）と
りそなグループの株式会社りそな銀行（本社：大阪府、社長：水田 廣行）埼玉りそな銀行
(本社：埼玉県、社長：川田 憲治) 近畿大阪銀行（本社：大阪府、社長：桔梗 芳人）
は、生命保険募集代理店委託契約を締結し、1月 26 日（月）より外貨建定額個人年金保険
の新商品「外貨のチカラ（がいかのチカラ）」の取扱いを開始いたします。

本商品は、米ドルとオーストラリアドルの 2 種類の外貨から契約通貨を選択し、ご契約
時点での積立期間満了時の年金原資が確定する定額個人年金保険です。積立期間はライフプ
ランに合わせて、3 年・5 年・7 年・10 年から選択でき、積立期間中は、契約日の予定利率
で複利運用いたします。年金原資の受取方法は 4 種類の年金から選択または一括受取から
選択できます。

<主な特徴>

1 . 契約通貨を選択できる

米ドルとオーストラリアドルの 2 種類から契約通貨をお選びいただけます。

死亡保険金、解約返戻金、年金および一部引出金を契約通貨以外に換算した際には、
為替相場の変動により保険契約締結時の同通貨に換算した額を下回る場合があり、
損失が生じる恐れがあります。

2 . 契約日の予定利率で運用

契約日の予定利率で、積立期間中は複利運用されます。
また、毎年の運用収益分を引き出すことができます。

3 . 積立期間を選択できる

積立期間は、3 年、5 年、7 年、10 年から選択できます。

4 . 受取方法を選択できる

年金受取（4 種類）または一括受取から受取方法をお選びいただけます。
また、年金受取開始日を繰延べることも可能です。

商品の概要については、添付の関連資料『「外貨のチカラ（がいかのチカラ）」商品概要』
をご参照下さい。

以上

【この保険のリスクについて】

この保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金、解約払戻金、年金、および一部引出金(以下、保険金等)受取時に契約通貨以外に換算した場合、外国為替相場の変動により、換算後の保険金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

外国為替相場の変動がない場合も、円入金特約や円支払特約を付加することで三井住友海上メットライフ生命所定の為替手数料がかかります。また、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があり、一時払保険料を下回る場合があります。

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

- ご契約時……………ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 積立期間中……………積立期間中に適用される予定利率は、指標金利であるスワップレートから保険契約の維持費用および死亡保障の費用をあらかじめ差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、このスワップレートは通貨および積立期間によって異なります。
- 年金受取期間中……………年金管理費として、年金受取金額に対して1%を年金受取日に責任準備金から控除します。
- 解約時……………契約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(最大9%~1%)を解約日の保障基準価格に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映して計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払します。
- 外国通貨で契約を締結することで生じる費用
 - 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
 - 円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して50銭を含んだレートとなっております。
 - 円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して50銭を差引いたレートとなります。

【ご注意いただきたい事項】

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ご契約時に適用され、積立期間中の運用基準として適用される予定利率は、原則毎週変更されますので、ご契約時は必ず最新情報をご確認ください。(ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・積立期間により異なります)

【その他の注意事項】

- この個人年金保険は、銀行が募集代理店としてお取扱いする定額個人年金保険です。
- 個人年金保険とは生命保険であり、預金ではありません。したがいまして、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。
- 保険会社の業務または財産の状況により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。
- 個人年金保険契約は、お客さまと引受保険会社との契約となり、個人年金保険契約の引受や、保険金等の支払は引受保険会社が行います。
- 個人年金保険は募集代理店である銀行による元本及び利回りの保証はありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によって募集代理店である銀行では個人年金保険をお申込みいただけない場合があります。

「外貨のチカラ(がいかのチカラ)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

通貨選択型個人年金保険「外貨のチカラ(がいかのチカラ)」に関する詳細な情報については、三井住友海上メットライフ生命株式会社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧下さい。

外貨のチカラ

通貨選択型個人年金保険

「外貨のチカラ(がいかのチカラ)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

| 契約通貨 | 米ドル | 豪ドル |
|--|--|---|
| 契約年齢（契約日における被保険者の満年齢です。積立期間によって異なります。） | | |
| 3年 | 0～87歳 | |
| 5年 | 0～85歳 | |
| 7年 | 0～83歳 | |
| 10年 | 0～80歳 | |
| 保険料払込方法 | 一時払のみ | |
| 積立期間 | 3、5、7、10年 | |
| 基本保険金額（一時払保険料） | | |
| 最低 | 2万米ドル(1米ドル単位) | 3万豪ドル(1豪ドル単位) |
| 最高 (契約日における被保険者 者の満年齢によって異な ります。) | <p>【75歳以下】 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算 額5億円のいずれか低い金額</p> <p>【76歳以上】 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算 額1億円のいずれか低い金額</p> | <p>【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算 額5億円のいずれか低い金額</p> <p>【76歳以上】 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算 額1億円のいずれか低い金額</p> |
| 円入金特約により、保険料を円貨で払い込むことができます。 | | |
| 年金種類 | | |
| 年金種類と 年金受取開始年齢の 範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 確定年金（年金受取期間：5、10、15、20、25、30年）：3歳～90歳 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳 保証期間付終身年金（保証期間：5、10、15年）：50歳～90歳 保証期間付夫婦年金（保証期間：5、10、15年）：50歳～90歳 <p>確定年金における最終年金受取日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 「保証期間付夫婦年金」は年金受取開始前にご案内する書面にてご選択いただけます。</p> | |
| 年金受取開始日の繰延べ | 年金の受取開始日を繰延べることができます。 | |
| 繰延べ期間 | 1年刻み | |
| 繰延べ可能範囲 | 被保険者の年齢が90歳まで繰延べできます。 | |
| 通貨の転換 | 繰延べ時に他の通貨に転換できます。 | |
| 一部引出機能 | 毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出すことができます。 | |
| 解約 | 年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。 | |
| 解約払戻金額 (解約時の受取金額) | 解約払戻金額 = 市場調整価格 - 解約控除額 | |
| 市場調整価格 | 解約日の保障基準価格 - 市場調整額 <p>詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。</p> | |
| 解約控除額 | 解約日の保障基準価格 × 解約控除率（9%～1%） | |
| クーリング・オフ | クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。 | |